

北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会  
ドイツ市場向けプロモーション事業仕様書

1 業務名

北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会ドイツ市場向けプロモーション事業

2 事業目的

3つ星街道観光協議会欧米豪・東南アジア誘客部会（以下「本部会」という。）においては、世界遺産、国宝、ミシュラン・グリーンガイド・ジャポンで3つ星として紹介されている日本屈指の観光資源（文化財）等を有する北陸・飛騨・信州3つ星街道（金沢～南砺～白川～高山～松本のエリア。以下「3つ星街道」という。）の特性とドイツ市場との親和性、競争環境その他マクロ環境要因を踏まえ、別紙「北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会エリアにおけるドイツ市場調査事業報告書（抜粋）」（以下「調査報告書」という。）に記載のとおり、「ヘルシー志向」層及び「上昇志向」層の2つの有力なターゲット顧客層（以下「本ターゲット」という。）を特定した。

本事業は、調査報告書に記載の分析内容を踏まえ、本ターゲットを対象としたプロモーション事業の実施及び次年度以降の具体的なプロモーション施策の策定を行うものである。

3 期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

4 事業内容

(1) コンセプトの策定

調査報告書に記載する本ターゲットの特徴や親和性の高いテーマ・コンテンツ、競争環境、テストマーケティング結果等を踏まえ、以下のとおり、本ターゲットに向けたマーケティング施策を実施するうえでのコンセプトを策定すること。

ア 3つ星街道を包含するブランドイメージ、ストーリー等の提案

イ 主要なコンテンツの整理及びクリエイティブ制作の方向性の提案

ウ 前ア・イを踏まえたモデルコースの提案

エ その他コンセプト策定に必要な事項の整理、提案

(2) ランドオペレーター等招請事業等の実施

前(1)を踏まえ、以下のとおり国内の地上手配業者や卸売旅行会社（以下「国内ランドオペレーター等」という。）の招請事業等の内容について提案し、実施すること。

- ア 被招請者  
ドイツ現地の小売・卸売旅行会社（以下「ドイツ現地リテラー等」という。）との取引関係のある、国内ランドオペレーター等（2社・2名以上）
- イ 実施時期  
令和6年8月～9月（予定・具体的な日程は本部会と別途調整）
- ウ 日程・行程
  - ・2泊3日以上かつ十分な視察日程を確保すること
  - ・金沢市・南砺市・白川村・高山市・松本市を含んだ行程を提案すること
- エ アンケート調査の実施  
コンセプトのブラッシュアップに資するアンケート調査等
- オ フォローアップの実施  
被招請者に対する本招請事業に係る商品造成及びドイツ現地リテラー等に向けたセールス促進のためのフォローアップを実施すること

(3) コンセプトのブラッシュアップ及びセールスツールの制作

- ア 前(2)の招請事業の結果を踏まえ、前(1)のコンセプトの修正等を行うこと
- イ 前(2)で招請した国内ランドオペレーター等が、ドイツ現地リテラーに3つ星街道に関する商品を販売する際の販売促進のためのツールや、本ターゲットに訴求するための媒体等の作成を行うこと

(4) その他

前(1)から(3)の他、本事業の実施に係る効果を高めるために追加で実施する事業がある場合は提案すること。（提案は任意）

(5) 令和7年度以降の施策提案及び事業報告書の提出

- 前(1)から(4)の事業の実施結果及び本結果を踏まえた令和7年度以降の具体的なプロモーション施策の提案を含む事業報告書を以下のとおり提出すること
- ア 本事業の実施結果については、実施した内容に加え、考察や改善点等を盛り込むこと。
  - イ 令和7年度以降のプロモーション施策については、本事業の実施結果を踏まえ、本ターゲットの設定の妥当性の検証を行うとともに、ブラッシュアップしたコンセプトを踏まえたプロモーション内容を具体的に提案すること。  
（BtoB/BtoCなどプロモーション実施先、販売促進や広告、パブリシティ等のプロモーション手法、必要となるツール等）
  - ウ 業務の期間が終了した後、遅滞なく報告書を5冊提出すること。報告書の提出を受け、検収に合格後、当該報告書の引渡しを受けるものとする。なお、電子データも納品すること。

## 5 本事業の期待する効果

- ア 前4(1)(3)のコンセプトを踏まえた前4(2)の被招請者による商品造成：2社2本以上
- イ 前4(2)オのドイツ現地リテラーに向けた、前4(2)の被招請者によるセールスの実施：ドイツ現地リテラー6社以上

## 6 委託料の支払い

委託料は一括払いとし、受注者は報告書を提出後、この委託料を請求すること。発注者は当該請求を受領後、30日以内に支払うものとする。  
この場合において、適用する消費税率は業務完了日時点のものとする。

## 7 その他

- (1) 随時、発注者と協議するとともに、本仕様書に定めのない事項に関しては、発注者と受注者の協議によりこれを定めるものとする。
- (2) 受託者は、業務上知り得た個人情報等の秘密を他人に漏らしてはならない。業務終了後においても同様とする。
- (3) プライバシーマークの取得等、適切な個人情報の取扱いに配慮すること。
- (4) 成果品の所有権、著作権、利用権は、本部会に帰属するものとする。
- (5) 本業務により得られた成果品及び資料、情報等は、本部会の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏洩をしてはならない。
- (6) 業務完了後、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに本部会が必要と認める訂正、補足、その他必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。
- (7) この仕様書について、疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、本部会と協議を行うこと。
- (8) 本業務の全部を第三者に再委託してはならない。
- (9) 世界の情勢を注視し、発注者と協議しながら事業を実施すること。なお、状況によっては、業務内容の変更または一部停止になる可能性がある。

## 8 担当

北陸・飛騨・信州3つ星街道観光協議会 欧米豪・東南アジア誘客部会 事務局  
高山市飛騨高山プロモーション戦略部観光課 担当：河合